



平成28年6月28日

各 位

名古屋市中村区亀島二丁目13番8号  
明治電機工業株式会社  
代表取締役社長 林 正 弘  
(コード番号: 3388 東証第一部)  
問合せ先: 取締役企画管理本部長  
舟 橋 範  
(TEL 052-451-7661)

## 「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成28年6月28日開催の臨時取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について一部改定することを決議しましたので、下記のとおり、改定後の内容をお知らせいたします。

なお、改定箇所には下線を付しております。

### 記

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 経営理念を敷衍した企業行動憲章や行動規範、倫理規範を明示した「企業行動についてのガイドライン」を定め、その浸透に努めております。
- (2) コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス委員会において取締役及び使用人のコンプライアンス状況を把握し、問題がある場合は取締役会に答申する体制を整備しております。また、その一環として内部通報規程を定め、社内外に設置した内部通報窓口を通じて法令違反、企業倫理違反等の情報を入手し、コンプライアンス委員会により適切に対応する体制を整備しております。
- (3) 社長直轄の組織として内部監査室を設置し、会社の業務及び財産の実態を監査し、不正・過誤の防止に努めております。
- (4) 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」及びそれに基づく反社会的勢力対応規程により、反社会的勢力とは一切関係を持たず、また不当要求に対し会社として一切応じないことを定め、その浸透に努めております。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会等重要な会議の意思決定その他取締役の職務執行に係る情報につき適正に記録し、さらに文書管理規程等に基づき適切に保存及び管理を行っております。
- (2) 内部情報管理規程及び情報セキュリティポリシーを定め、情報管理体制・方法等を明確にすることにより、取締役の職務執行に係る情報が不正に利用されないよう適正に管理を行っております。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 信用、品質、工事安全、システム、業務、自然災害など個別に規程・マニュアルを設け、関係部門にてリスク管理を行っております。
- (2) リスク管理規程を定めリスク管理体制を整備し、当社の経営を阻害する様々なリスクに対し適切かつ効果的な対処を行い、リスクの顕在化に伴う損失の防止を図っております。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務分掌規程、職務権限明細表等社内規程を整備し、取締役の権限及び責任を明確にしております。
- (2) 経営上の重要な事項については、取締役、執行役員をメンバーとする経営戦略会議を開き、そこにおいて幅広い議論を行うことで取締役会の充実した議論に繋げ、職務の効率性を確保しております。

### 5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企画管理本部において、グループ全体の中期経営計画、年度計画の進捗状況を管理しております。
- (2) グループ全体に影響をおよぼす重要な事項については、子会社役員を兼務する取締役を含め執行役員以上の役員が参加する経営戦略会議を通して慎重に審議を行い、意思決定する体制をとっております。
- (3) 関係会社管理規程を定め、子会社及び関連会社の重要な事項に関しては、当社の承認、もしくは当社への報告を必要とし、さらには当社の内部監査室による監査を通じて業務の適正を確保しております。

### 6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、基本方針、関連規程等を定めるとともに、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備しております。
- (2) 内部統制に関する最高統括責任者である経営者の指示のもとで適正に運用を行っており、また定期的に有効性の評価を行い、不備がある場合には是正を図っております。

### 7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会との協議の上、合意する人選を行って配属するものとしております。

### 8. 前号の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の業務の実施に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から指示、命令を受けないこととしております。
- (2) 使用人の人事異動、評価等人事権に係る事項に関して、事前に監査等委員会に報告し、その判断を最大限尊重することとしております。

**9. 当社及び子会社の取締役・使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- (1) 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、さらには関係資料を何時においても閲覧できるものとしております。
- (2) 当社及び子会社の取締役・使用人等は、監査等委員会が選定する監査等委員の要求に従い、又は自ら自己の職務の執行状況を監査等委員会に報告するものとしております。
- (3) 取締役・使用人等が監査等委員会に報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないものとしております。

**10. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員の職務の遂行上必要と認められる費用又は債務の処理については、予め予算を計上する他、緊急又は臨時に支出した費用については、事後に会社に償還を請求することができるものとして、監査等委員の職務執行の実効性を確保しております。

**11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は、相互に十分な情報・意見交換を行うとともに、会計監査人・内部監査室と緊密な連携を保ち、さらには代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要事項について相互認識を深めることにより、監査等委員会の監査の実効性を確保しております。

以上